

2020 関東弁護士会連合会シンポジウム報告 「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために ～障害者スポーツ、不祥事対応を題材として～」 (The review of the 2020 Kanto Federation of Bar Associations symposium 「For the realization of fairness and impartiality in sports」)

飯島 俊 松原 範之 阿部 新治郎 三輪 渉

第1 はじめに

1 シンポジウムのWEB開催

関東弁護士会連合会は、2020年9月25日、当会が運営を担当する第67回関弁連定期大会・第50回シンポジウムを開催した。

当会は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、当会の左部明宏会員を関弁連シンポジウム委員会委員長として、関弁連定期大会・シンポジウム初の試みであるWEB配信に挑戦した。午前中のシンポジウムは、「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために」をテーマに3時間半の完全WEB開催とし、シンポジウムで取り上げたテーマに沿い、シンポジウム発表の手話による同時通訳を行い、併せて配信した。

2 シンポジウム発表の概要

シンポジウムでは、澤田美穂子会員（当会）と多賀啓会員（第一東京）が司会を務め、東京でのオリンピック・パラリンピック開催が期待される中、スポーツ権の公正かつ公平な実現に向け、障害者スポーツとスポーツ団体における不祥事対応の問題が具体的テーマとして取り上げられた。

前半では、障害者スポーツの歴史、現状、課題、各障害者スポーツ団体から直接聞き取った問題等を紹介した上、障害者スポーツを行う者に対する合理的配慮の在り方を問い合わせ、関弁連シンポジウム委員である斎藤真弘会員（東京）、劉セビヨク会員（第一東京）、堀内賢人会員（山梨）、田原洋太会員（第二東京）が発表を行った。

後半では、競技団体内部における暴力等の不

祥事への対応方法に関する具体的かつ詳細な解説や、各競技団体に対して行われた不祥事問題に関するアンケート結果が報告され、同じく合田雄治郎会員（第一東京）、畠中淳子会員（第一東京）、堀口雅則会員（第二東京）、飯田研吾会員（第二東京）、岩橋一登会員（千葉）、澤井真洋会員（千葉）が発表を行った。

3 シンポジウムの結果

シンポジウムの進行は、渡邊健太郎会員（第一東京）がホストとして管理したウェビナーを使用し、事業者が仲介・編集して関弁連のホームページ等で放映したが、シンポジウム視聴者は、一般が561名、弁護士が363名の合計924名であり、午後の定期大会に向けて準備されたパシフィコ横浜に早めに来場して会場で放映されているシンポジウムを視聴した会員も50名程度いたため、合計で1000名近くが視聴する結果となった。このシンポジウムの録画は、関弁連ホームページで公開されているが、スポーツ団体からの法律相談に対する一助となることは間違いないので、是非一度視聴されることを勧める。

4 本稿の趣旨

本稿は、当日のシンポジウム発表及び作成されたシンポジウム報告書を基として、その概要を報告したものである。

なお、シンポジウム報告書の執筆者は、飯島俊会員、斎藤真弘会員、船井克也会員、伊丹郁人会員、三輪渉会員、吉田哲也会員、劉セビヨク会員、加藤英輔会員、長谷川佳英会員、堀内賢人会員、多賀啓会員、造力宣彦会員、中嶋翼会員、田原洋太会員、徳田暁会員、合田雄治郎会員、岩橋一登会員、松原範之会員、澤井真洋

会員、堀口雅則会員、坂井田彗会員、畠中淳子会員、牧瀬公毅会員、飯村尚志会員、安田栄哲会員、中村亮平会員、濱田玄樹会員、澤田美穂子会員、三科俊会員、飯田研吾会員、岩田祐志会員、渡邊健太郎会員、出井宏幸会員、草薙篤会員、左部明宏会員、（敬称・所属単位会略、順不同）である。本稿作成への承諾に感謝を申し上げる。

第2 障害者スポーツの現状と諸問題

1 はじめに

当部会では、「障害者スポーツの現状と諸問題」をテーマとし、まず障害者スポーツの現状について斎藤真弘会員から、障害者スポーツ大会の歴史・法制度について劉セビヨク会員から、「クラシフィケーション」（障害者スポーツにおけるクラス分け）について堀内賢人会員から、代表選考・スポーツ仲裁について田原洋太会員から、概要以下のとおり報告があった。

2 障害者スポーツの現状

（1）障害者スポーツの実施人口・実施率

ア 令和元年版の「障害者白書」によれば、身体障害、知的障害、精神障害の3区分についての障害者数の概数は、身体障害者436万000人、知的障害者108万2000人、精神障害者419万3000人である。なお、複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、上記の概数等に鑑みれば、国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有していることになる。

イ 過去1年間のスポーツ・レクリエーションの実施について

（ア）実施の有無

笹川スポーツ財団（以下「SSF」という。）が2017年（平成29年）9月1日～同月30日にかけて実施した調査（以下「2017年（平成29年）本調査」という。）によれば、過去1年間にスポーツ・レクリエーションを実施した障害児・者の割合は43.7%であり、成人の年1回以上の運動・スポーツ実施率は72.4%であることからすれば、障害者のスポーツ

実施率は一般に比べて低いことがわかる。

（イ）実施した日数

2017年（平成29年）本調査によれば、障害児・者が過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数について、7歳～19歳と成人に分けて集計したところ、7歳～19歳では、週1日以上の実施者が29.6%であるのに対し、非実施者が43.8%であった。成人では、週1日以上の実施者が20.8%であるのに対し、非実施者が58.9%であった。

スポーツ庁が全国の18歳以上を対象に実施している「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（2017年度（平成29年度））では、週1日以上の実施者は51.5%であり、これと比べると、障害者のスポーツの実施頻度が低いことがわかる。

（ウ）実施種目

2017年（平成29年）本調査によれば、過去1年間に行ったスポーツ・レクリエーションの中で実施率の高かった種目は、7歳から19歳では、「水泳」、「散歩（ぶらぶら歩き）」、「ウォーキング」、成人では、「散歩（ぶらぶら歩き）」、「ウォーキング」、「水泳」の順であった。

（2）障害者スポーツへの社会の注目

ア テレビメディアによる障害者スポーツ情報の発信

ヤマハ発動機スポーツ振興財団（以下「YMF'S」という。）の「2016（平成28）年度障害者スポーツの振興と強化に関する調査研究報告書」によれば、障害者スポーツのテレビメディアでの露出状況は、次のとおりである。

（ア）パラリンピック過去3大会の放送時間の変遷

過去3大会の放送時間（東京都内での地上デジタル（メインのみ））は、北京パラリンピック2008（以下「北京大会」という。）が56時間45分18秒、ロンドンパラリンピック2012（以下「ロンドン大会」という。）が78時間14分15秒、リオデジャネイロパラリンピック2016（以下「リオ大会」という。）が234時間36分59秒であった。リオ大会では、北京大会より約4倍も放送時間が増えているこ

とがわかった。

(イ) テレビ局ごとの放送時間

過去3大会のテレビ局ごとの放送時間は、N HK総合が129時間6分58秒と最も多く、次いでN HK教育が73時間13分35秒、T BSが56時間27分1秒であった。

イ パラリンピック等の認知度

日本財団パラリンピック研究会の「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」調査結果報告（2014年11月）によれば、日本でのパラリンピック等の認知度は、パラリンピックの認知度が98.2%ととても高い。もっとも、どの種類の障害者がパラリンピックに参加できるかについての知識は、正答率が0.5%にとどまる。

海外では、ドイツ、フランス、オーストラリアにおいて、パラリンピックの認知度が90%を超えた。なお、アメリカでは、認知度が70.1%と他国と比較すると低いものとなっている。

(3) 障害者スポーツ団体の現状

ア 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「J P S A」という。）は、我が国の身体障害者スポーツの普及及び振興を図る統括組織として、「財団法人日本身体障害者スポーツ協会」の名称で、1965年（昭和40年）に厚生省（現在の厚生労働省）の認可を受けて設立された。その後、J P S Aは、1999年（平成11年），組織名を「財団法人日本障害者スポーツ協会」に改称し、併せて、J P S A内部に日本パラリンピック委員会を設置した。なお、J P S Aが現在の組織名となったのは2014年（平成26年）である。

イ 障がい者スポーツ競技団体協議会

J P S Aには、競技団体間の情報共有の場として利用されている「障がい者スポーツ競技団体協議会」があり、同協議会には2020年（令和2年）6月18日現在78団体が登録している。なお、この78団体のうち、日本パラリンピック委員会（以下「J P C」という。）に加盟している団体は51団体である。

ウ 各競技団体の組織形態等

Y M F S 「障害者スポーツ競技団体の実態調査」（2018（平成30）年度）によれば、調査対象となる障害者スポーツ競技団体の53団体うち、法人格を取得している団体は、81.1%であり、パラリンピック競技団体では全ての団体（27団体）が法人格を取得していた。

団体の事務局の設置形態については、専用の事務局を設置している団体が52.8%と最も多く、次いで、団体役員の自宅に併設している団体が14団体（26.4%）であり、団体役員の職場に併設している団体が7団体（13.2%）であった。

専門職員を雇用している団体は、54.7%であり、このうち、パラリンピック競技団体に限っては、88.9%が専門職員を雇用している。

エ 競技人口等

(ア) 競技人口と競技登録者数

障害者スポーツ競技団体の中で競技登録者数を把握している団体は、53団体中39団体で、競技登録者の総計は7万0334人であり、このうち、パラリンピック競技団体では総計4406人、パラリンピック競技以外の団体では総計6万5928人であった。

なお、競技団体によっては、参加標準記録をクリアしなければ競技登録ができない場合や、地域の競技大会などへ参加する場合、健常者の競技団体に登録している場合もあり、実際の競技人口は、競技登録者数よりもだいぶ多いことが想定される。

(イ) 指導者数

障害者スポーツ競技団体の中で指導者数を把握している団体は53団体中30団体で、指導者の総計は1万1902人であった。このうち、パラリンピック競技団体では総計230人、パラリンピック競技以外の団体では総計1万1672人であった。

オ 障害者スポーツの普及等

J P S Aは、2013年（平成25年）3月28日、日本の障害者スポーツをけん引する立場から、障害者スポーツのさらなる発展を目指して、①「生涯スポーツ」の環境が整備された

社会の実現、②「競技スポーツ」の発展した社会の実現、③スポーツの発展の好循環を通じた活力ある社会の実現といった内容の「障がい者スポーツの将来像（ビジョン）」を策定し、この間、各関連団体と連携してスポーツの普及等に向けた活動を行ってきた。

具体的には、JPSAの主催する選手発掘事業や各都道府県の障害者スポーツ協会が行うスポーツ教室などに障害者スポーツ団体が参加して普及活動等を行っている。

カ 現に障害者スポーツ競技団体が抱えている問題及び課題等

本シンポジウム委員会の委員が、個別に障害者スポーツ競技団体に照会したところ、現に障害者スポーツ競技団体が抱えている問題及び課題等として、以下のような回答があった。

（ア）障害者スポーツの普及に関して

① 2006年度（平成18年度）の診療報酬改定により、医療機関でのリハビリテーション期間が短期に制限されたため、リハビリテーションを通じたスポーツの導入が以前より困難になった。

② 近年、障害者スポーツセンターにおいて指定管理者制度が導入されたことにより、普及活動よりも、コストの削減や安全性確保のための人員配置といった側面が重視されるようになったため、指導員として携わってきた方々が同センターを退職してしまった。

（イ）大会運営等に関して

バリアフリーに対応していないホテルが多く、国際大会を開催することが困難である。

（ウ）東京2020パラリンピック大会終了後の課題

パラリンピックの開催都市が東京都に決まったことで、予算等が増えたことによりパラリンピック競技の強化に向けた環境が大きく変わったものの、YMF S「障害者スポーツ競技団体の実態調査」（2018（平成30）年度）によれば、パラリンピック競技団体27団体のうち16団体が東京2020パラリンピック大会終了後に事業を縮小すると回答するなど、持続可能な組織基盤を構築するには至っていない。そ

こで、今後どうすれば東京2020パラリンピック大会を契機として、障害者スポーツ競技団体の組織基盤を強化していくことができるかが課題である。

3 障害者スポーツ大会の歴史

（1）パラリンピック

パラリンピックとは、国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee. 略称「IPC」）によって開催される、障害者スポーツの国際競技大会である。国際オリンピック委員会（International Olympic Committee. 略称「IOC」）とIPCの合意により、オリンピックが開催される年に、オリンピックの終了後、同じ開催国で、パラリンピックも開催されることとなっている。

ア パラリンピックムーブメント

パラリンピックの究極の目標は、パラリンピックスポーツを通じて、障害のある人々にとってインクルーシブな社会を創出することとされている。パラリンピックスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中の人々に気づきを与える、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとするあらゆる活動のことをパラリンピックムーブメントという。

そして、IPCはパラリンピックの価値として、次の4つの価値を重視している。

すなわち、①勇気（パラリンピックアスリートは、そのパフォーマンスを通して、肉体的限界に挑むことの素晴らしさを世界に向けて表現する。）、②強い意志（パラリンピックアスリートは、可能性の限界を塗り替えるほどの精神的な強さ、身体能力、卓越した敏捷性などから生まれる比類のない強さを備えている。）、③インスピレーション（ロールモデルとして、パラリンピックアスリートはその能力を最大限に發揮し、見る者を力づけるとともに、スポーツへの参加へとかき立てる）、④公平（スポーツを通して、パラリンピックアスリートは既成概念に挑み、考え方へ変化を与え、障がい者の社会的障壁ならびに差別を打破することでインクルージョンを促進する助けとなる。）、である。

イ 参加対象

パラリンピックの参加対象となる障害は、その競技によって異なっている。東京2020パラリンピック競技大会においては、競技数は22競技であり、参加対象は知的障害者、身体障害者の中でも視覚障害と肢体不自由が対象となっており、聴覚障害と内部障害は対象となっていない。また、精神障害者も対象となっていない。なお、競技数については、2001年のIOCとIPCの合意により、パラリンピックのエリート性を高めるために、競技数の上限を夏季22まで、冬季8までと定められている（種目数は夏季450まで、冬季75までとされている。）。

平昌2018パラリンピック冬季競技大会における競技種目は6競技であり、参加対象となる障害は、肢体不自由、視覚障害ある。

ウ 歴史

（ア）パラリンピックの原点

パラリンピックの原点は1948年に、イギリスの神経外科医ルードウィッヒ・グットマン博士が、リハビリテーションの成果を競う大会として、ストーク・マンデビル病院で開催したストーク・マンデビル競技大会である。

ルードウィッヒ・グットマン博士は、ロンドンオリンピックに合わせてストーク・マンデビル病院内で16名の車いす患者によるアーチェリー大会を開催した。これがパラリンピックの原点である。この大会は毎年開催されることになった。

（イ）国際大会化とパラリンピックの名称

1952年にオランダが参加したことにより国際大会となり、1960年に、イギリス、オランダ、ベルギー、イタリア、フランスの5カ国により国際ストーク・マンデビル大会委員会が設立され、オリンピックが開催される年に実施する大会は、オリンピック開催国でオリンピック終了後に実施したいという意向を表明した。そして、同年、オリンピックが開催されたローマにおいて、国際ストーク・マンデビル大会が開催され、後に第1回パラリンピックと位置付けられることになった。

「パラリンピック」という名称は、「Paraplegia

（両下肢麻痺）」+「Olympic」=「Paralympic」ということで、1964年に東京で開催された大会の際の愛称として使用され始めた。その後、1988年韓国ソウルで開催されたオリンピック後の大会から、「パラリンピック」という名称が公式に使用されることになった。

（ウ）参加対象となる障害の拡大

当初は、脊髄損傷者の車いす患者のみの大会であったが、その後、視覚障害者と切断の選手、脳性麻痺者、先天性奇形や低身長などその他の機能障害者、知的障害者の選手が出場できるようになった。

もっとも、2000年シドニーワールドカップにおいて、スペインチームが障害のない選手を出場させるという不正行為があったため、ペナルティとして、知的障害者の参加が凍結された。その後、2012年ロンドン大会において、知的障害者が再びパラリンピックに正式参加が可能となった。

（2）デフリンピック

身体障害者のパラリンピックに対し「デフリンピック（Deaflympics）」は、国際ろう者スポーツ委員会（International Committee of Sports for the Deaf、略称「ICSD」）が主催する、ろう者のオリンピックである。「デフリンピック」という名称は、「ろう者（Deaf）+オリンピック（Olympics）」の造語である。オリンピック、パラリンピックと同様に、4年に1度開催される。

次回の2021年の夏季大会は、ブラジルで開催される予定であるが、2023年の冬季大会の開催都市は未定である。

ア 歴史

デフリンピックの前身大会は、1924年、パリで開催された、「国際サイレント・ゲームズ」という障害を持つスポーツ選手のための世界初の大会であり、この大会を締めくくるにあたり、ろう者国際スポーツの統括組織が設立された。

その後、2001年ローマ大会からは、「デフリンピック」という名称がIOCから公式に認められた。

冬季大会は、1949年、オーストリアで、

国際ろう者冬季競技大会として開催され、2003年スウェーデンスンツバル大会からは、冬季デフリンピックと呼ばれるようになった。

イ デフリンピックのアイデンティティ

パラリンピックが、リハビリテーションの成果を競う大会であったのに対し、デフリンピックは、各ろう者スポーツ団体が各自の活動を強固なものにするために開催されている。

デフリンピックを主催するICSDの理事会が、ろう者によってのみ運営されていることに表れているように、ICSDは、ろう者による、ろう者のために運営される組織である。

また、ろう者は、コミュニケーションの手法が、全て手話によって行われることに独創性があり、補聴器等を利用することは、聴覚障害者を健聴者に近づけるものとして、ろう者のアイデンティティを傷つけるものとなることから、デフリンピックではこれらの装置の装着は禁止されている。

ウ 参加資格、競技数

デフリンピックに参加するためには、聴力検査を受ける必要があり、55デシベルを超えている聴覚障害者かつ各国のろう者スポーツ協会に登録している者が参加資格を有する。

夏季大会は21競技、冬季大会は6競技である。

エ デフリンピックが社会に与える影響

デフリンピックの認知度が上がれば、ろう者に対する社会的関心、配慮を深めるきっかけとなり、ろう者のアイデンティティを深め、社会との繋がりを醸成することから、デフリンピックは、ろう者と健聴者を繋ぐ重要な役割を担っている。

(3) スペシャルオリンピックス

スペシャルオリンピックス（Special Olympics. 略称「SO」）とは、知的障害のある人たちに対して様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場となる競技会を提供している国際的なスポーツ組織である。

4年に1度開催されており、次の夏季大会は2023年にベルリンで、冬季大会は2021年にポーランドで開催が予定されている。

スペシャルオリンピックスは、名称が複数形となっている。これはSOが4年に1度の世界大会だけでなく、それぞれの住む地域で年間を通じて競技会や日常的なスポーツトレーニング、プログラムを提供し、これら全てがスペシャルオリンピックである、ということを意味している。このようなプログラムを提供していない国では、SOの正式な委員会を作ることができない。

ア 歴史

SOは、J・F・ケネディの妹であるユニス・シュライバー・ケネディによって1968年に創設された。

元々、ケネディ家は慈善事業として、またケネディ家の政治的、社会的活動を支援するための財團を設立しており、その中でも、ユニスの姉ローズマリーが知的障害者であったことなどが影響し、知的障害者への支援を始めていた。

1968年7月、イリノイ州シカゴにて、第1回スペシャルオリンピックス国際大会が開催され、アメリカ国内26州とカナダから1000人以上のアスリートが参加した。同年12月、非営利組織としてスペシャルオリンピックスが設立された。

その後、アメリカオリンピック委員会から「オリンピック」の名称使用が認められ、1977年には第1回冬季国際大会が開催され、オリンピックよりも早い段階で夏季、冬季大会を4年に1度開催するという方式を採用した。

イ 参加資格

SOに参加するためには、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 専門機関や専門家により知的発達に障害があると診断されている人
- ② IQテストや、所管の専門機関で一般的に用いられている認知の遅れを測る信頼のおける標準的な指標に基づいて、知的障害があると認められる人
- ③ 知的障害に類する発達の障害を持っている人

なお、ここでいう「知的障害に類する発達の障害」とは、一般学習（IQ等）や適応性（レクリエーション、仕事、自立した生活、自発性等）

に機能的制限がある場合を指す。

また、参加者の年齢には上限がなく、8歳から参加可能である。

ウ 競技数

2019年アブダビ夏季大会では24競技、
2017年オーストリア冬季大会では9競技が
行われた。

エ 特徴

SOの特徴の一つとして「ディビジョニング」が挙げられる。これはアスリートの性別、年齢、予選会の記録によるグループ分けであり、1グループにつき、3～8人、ほぼ同じ競技能力の者をグループ分けして、誰もが努力をすればグループ内で上位になることを可能とするものである。これにより、本大会で上位に立つためにあえて予選会で低い記録を出すという者が出現する可能性があることから、「マキシマムエフォート」という、予選会や事前提出記録の結果より15パーセント以上良い成績を収めた場合には失格になるという規則がある。

そして、最大の特徴は、失格者も含めて全ての人が表彰台に上がり参加賞が授与される表彰方式であり、これは、SOが日々のトレーニングの発表の場であるということに重点を置いていることの表れである。

オ スペシャルオリンピックスの使命

SOは、知的障害のある人たちに年間を通じてさまざまなオリンピック形式のトレーニングや競技会に参加できるようにすることにより、彼らが健康を増進し、勇気を示し、喜びを感じ、家族や他のアスリート、そして地域の人々と能力、技術、友情を分かち合う機会を継続的に提供することを使命としている。知的障害者の家族の絆が強まること、地域の人々の参加および観戦により平等性や尊敬の念が芽生え、受容的環境において地域社会全体が知的障害のある人たちと連帯するといった効果が認められている。

4 障害者スポーツの法制度

(1) 障害者スポーツに関する国内法制の概要

ア はじめに

障害者スポーツに関する国内法制がどの

ような変遷をたどってきたかについて概説するとともに、障害者差別解消法にいう「合理的配慮」に関する議論を中心に、現行法制においてはどのような課題があるかについて考察する。

イ 障害者権利条約

障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定した、障害者に関する初めての国際条約であり、法的拘束力のある条約として2006年12月の第61回国連総会において採択された。同条約は、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組みを締約国に対して求めており、日本も、2007年9月に障害者権利条約に署名し、2014年1月に批准し、同条約は国内において発効した。

ウ 障害者基本法

障害者基本法は、障害の有無にかかわらず、全ての国民に基本的人権が享有され、個人が尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする（第1条）。

障害者基本法は、障害者スポーツに関するサービスを含む具体的なサービスを実現するための各法令や施策は同法で掲げられた理念や目的に添ったものでなければならないという意味で重要な法律である。

同法では、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）」の3つの機能障害をもつ者だけではなく、「その他の心身の機能の障害がある者」で「障害及び社会的障壁によ

り継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある」者を障害の種類を問わず障害者と定義し（第2条1号），同法の対象としている。

同法では，全ての障害者が，障害者でない者と等しく，社会を構成する一員として，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保ないし地域社会における他の人々との共生が保障されている（第3条）。

エ スポーツ基本法

2011年に公布・施行されたスポーツ基本法は，スポーツに関し，基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに，スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより，スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって国民の心身の健全な発達，明るく豊かな国民生活の形成，活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする（第1条）。

同法は，前文にて，「スポーツは，心身の健全な発達，健康及び体力の保持増進，精神的な充足感の獲得，自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であり，今日，国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」と謳い，スポーツが人々の生活に与える好影響について言及している。そして，スポーツ基本法は，第2条5項において「スポーツは，障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう，障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」との基本理念を掲げており，国内法令として初めて障害者スポーツ推進の重要性について言及している。

スポーツ基本法の制定を受けて2012年3月に策定されたスポーツ基本計画においては，学校教育における障害のある児童生徒への効果的な指導のあり方に関する先導的な取組みの推進，地域スポーツ施設の充実のため健常者と障害者がともにスポーツ施設のあり方についての検討，健常者と障害者が同じ場所でスポーツを

行う方法について大学等での研究成果や人材を活用する取組みの推進など，障害の有無を問わず，広く人々がスポーツに参加できる環境を整備することが政策課題とされている。また，2014年からは，障害者スポーツに関する事業のうち，全国障害者スポーツ大会などのスポーツ振興の観点が強いスポーツ事業が厚生労働省から文部科学省に移管され，スポーツ政策として施策の充実が図られている。

本委員会が今般実施した障害者スポーツ団体に対するヒアリング結果においても，上記移管によって，障害者アスリートの強化・育成に，それまで使えなかった健常者施設や，健常者と同じく専門指導員の配置への助成が制度化され障害者スポーツを取り巻く環境が随分と改善された，といった肯定的な回答が得られた。

オ 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は，全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け，障害を理由とする差別の解消を推進することを目的（第1条）として，2013年6月に制定された。

障害者差別解消法の目的は，障害者基本法の理念に基づき，同法第4条に定められた「差別の禁止」を具体的に実現することにある。

障害者差別解消法では，国・都道府県・市町村などの役所（以下「行政機関等」という。）や会社，店舗などの事業者が障害のある人に対して正当な理由なく，障害を理由とし差別することを禁止し（同法第7条1項，第8条1項），障害のある人に合理的配慮を行うことなどを通じて，共生社会を実現することを目指している。合理的配慮の提供は，行政機関等については法的義務（同法第7条2項），事業者においては努力義務とされる（同法第8条2項）。

カ 障害者総合支援法（障害者自立支援法）

障害者が利用する福祉サービスの利用方法や負担額の決定方法等の障害者を支援するための法律として，2005年11月に「障害者自立支援法」が成立し（2006年4月施行），同法

は2012年3月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正された(2013年4月施行)。

障害者総合支援法は、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等の各法律と相まって、障害者及び障害児が「自立」した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害の有無にかかわらず個性を尊重して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする(第1条)。

障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するという法目的であるが、サービス利用者に利用料の原則1割の自己負担を設定していたため、障害の程度が重くサービスを受ける必要性の高い人ほど費用の自己負担分が重くのしかかり、かえってサービスの利用を控える事態が見受けられた。その後、利用者の負担能力に応じた利用料の支払いへと変更されたが、依然として支援を必要とするにもかかわらず同法の対象とならない障害者も存在するなど制度の谷間問題が生じていた。

障害者自立支援法は、支援の対象となる障害者の範囲を見直し、障害者基本法の改正に伴い、新たに基本理念を取り入れた形で「障害者総合支援法」として改正されることとなった。

障害者総合支援法では、名称の変更のほか、これまで制度の谷間に該当し障害福祉サービスを享受できなかった難病患者等についても障害福祉サービスの対象に含まれている。

障害者スポーツにおいては、試合や練習で用いる用具が高額である場合が多く、また、トレーニング使用には施設利用料の負担が必然的に伴う。いかに経済的な負担なく施設・用具を利用できる環境を整備できるかが、障害者のスポーツへの参加機会の保障において重要な意義を有する。

本委員会のヒアリング結果によれば、障害者総合支援法の施行による影響もあり費用負担の面で不満や憂慮が聞かれることがだいぶなくな

ってきているとのことである。一方で、トップアスリートまたはトップアスリートを志す競技者においては、競技力の維持・向上のため日常的な施設利用を要し、軽減を受けられるとはいえ施設利用料の総額も多額に及ぶことに加え、自宅から施設までの交通費等は必ずしも補償・補助の対象とならないことから、小さくない経済的負担を要する。

トップアスリートが競技力を高めていく上で多くの費用負担を強いられる点は、必ずしも障害者スポーツに限った問題ではないが、障害者スポーツの普及や競技力向上を図る上で、トップアスリートの費用負担軽減についても今後検討を重ねていくことが望まれる。

キ 「合理的配慮」に関する問題

前述のとおり、障害者差別解消法においては、行政機関等や事業者において「合理的配慮」を尽くすべき旨が定められているが、いかなる作為をもって「合理的配慮」を尽くしたといえるかは一義的ではなく、どの程度の作為をもって「合理的配慮」を尽くしたといえるかは、個々の障害者の属性や状況、当該行政機関等の人的・物的・財的資源に応じて変わり得る。

しかし、「合理的配慮」が上記のように内在的な限界を伴う相対的概念であるという点が逆説的に用いられ、社会的障壁の除去のために「できる限りのことをしなくてはならない」という本来的な趣旨から、むしろ「必要な何かをしないこと」を正当化する概念として捉えられるることは避けなくてはならない。

例えば、本委員会のヒアリング回答結果の中には、ある障害者スポーツ団体に所属する、障害等級1級の身体障害者手帳を有する選手が公共のスポーツ施設を訪れたところ、実際には当該選手は補助人なしでも自主練習可能な状態であるにもかかわらず、当該施設の職員から「1級であれば補助人なしには使用を認めない」として、当該選手の意見を聴き入れないまま機械的に門前払いをされた、という事例も含まれていた。障害等級に応じた画一的な運用に終始し、より具体的な状況への対応態勢が整備されていないことから生じた問題であるといえる。

また、「合理的配慮」の問題は、健常者アスリートが主な参加者として想定される大会に障害者アスリートが参加した場合にも問題になり得る。公に問題になったものとして、以下の事例を紹介する。

2018年9月、水泳の日本マスターズ大会が兵庫県で開催され、片上肢欠損の障害者アスリートが同大会に参加したが、泳法違反により失格として扱われた。国際水泳連盟（FINA）の規則によれば、平泳ぎにおいては両手でプールの壁をタッチしなくてはならず、当該障害者アスリートはこれを遵守しなかったというものである。しかし、上肢欠損のアスリートに同ルールの遵守を求めた場合、壁に顔面が衝突するリスクを抱えて上半身ごと壁にタッチすることを試みなくてはならない。このほかにも、下肢欠損のアスリートにおいては、プールに飛び込んでのスタートができないため、水中からのスタートを認める必要があるが、このスタート方法も、健常者スポーツのルールを形式的に適用した場合には、失格になってしまう。

障害者アスリートに対しても分け隔てなく同一のルールを適用した前記マスターズ大会は、スポーツにおける公正を図る意図からそのようなルール適用に至ったものであるが、一方で、諸外国においては、同一大会の同一レースにおいてFINAのルールとワールドパラリンピックスイミングのルールをそれぞれ適用し、健常者アスリートと障害者アスリートが同一大会に参加できる機会を保障する国も存する。

前記マスターズ大会での運用に対しては批判が集まり、結局において、翌年から同大会では障害者アスリートについては例外的なルール適用を認めることとなつた。

しかし、障害者アスリートについていかなる取扱いを認めることをもって合理的配慮を尽くしたことになるのかは、一義的ではない。どの程度の別異取扱いを要するかは当該障害者アスリートの置かれた状況や、障害の種類等によって変わり得ることに加え、そもそも別異取扱いを行うこと自体が合理的配慮に欠けると判断されるケースもあり得る。非常に難解であり、今

後の事例と研究の集積が待たれる領域であるが、障害者のスポーツへの参加の機会を広げる上で、健常者と同一の大会に容易・気軽に参加できる環境整備が望まれる。

(2) 障害者スポーツに関する海外の法制

障害者スポーツに関する諸外国の法制のうち、関連するものをいくつか紹介する。

ア イギリス

イギリスでは、1993年の「障がい者とスポーツ：政策と最新行動計画」が障害者スポーツにおける政策文書として公表され、同文書において「障害者スポーツを発展させるためには、各国内統括団体の支援は必須である」との考え方方が示された。

1995年に障害者差別禁止法が制定されると、地域やスポーツ団体における障害者受入体制の拡充が加速した。2004年の同法改正時には、地域のスポーツ施設に建物の段差等の物理的な障害に対する「合理的調整」をなすべき旨が法定された。

その後は、イギリスは、ロンドンオリンピック・パラリンピックの開催に先立つ2010年、前述の障害者差別禁止法を含む9つの差別禁止法を整理・統合した平等法を制定し、同法第3章においては、スポーツ・レクリエーション施設において障害を理由に障害者の利用を断つてはならない旨が明記されるに至った。

イ ドイツ

ドイツにおける障害者スポーツ法制の最大の特徴は、リハビリテーションスポーツは医療行為の一つとして位置付けられ、一定の基準を満たすものについては、18か月以内に50回前の医療保険の適用が受けられる点にある。

ウ アメリカ

アメリカでは、ロサンゼルスオリンピックに先立つ1978年制定のアマチュアスポーツ法においてアメリカオリンピック委員会が障害者スポーツを奨励する旨が規定され、同法は、アトランタオリンピック後の1998年には「オリンピック・アマチュアスポーツ法」に名称を改め、パラリンピックに関する規定が盛り込まれた。

障害によるいかなる差別も認めない旨を規定した「障害をもつアメリカ人法」は、スポーツ施設を含む公共施設への障害者のアクセスの環境整備を促進するとともに、当時の世界の障害者関連の立法に影響を与えた。例えば、前述のイギリスの障害者差別解消法も障害をもつアメリカ人法の影響を受けたものである。

エ カナダ

カナダ政府は、バンクーバーオリンピック・パラリンピックの開催が決定した2003年に制定された身体活動・スポーツ法で定めた目標達成を意図して、2006年、「障害者のためのスポーツ政策」を策定し、障害者スポーツの発展に向けた方策を提示した。

長期的なアスリート養成モデルを掲げている点にその特徴があり、教育の現場や医療機関と連動しながら、アスリートへの経済的支援等の充実化を図っている。

オ オーストラリア

オーストラリアにおいては、1992年に「障害者差別禁止法」が制定され、スポーツ活動に関して、申請や利用へのアクセス等における障害を理由とした差別禁止を制定した。

障害者スポーツに特化した福祉政策はないが、特徴的な保険制度を有している。

2013年に制定された「全国障害者保険制度」では、それまで各州で異なっていた介護費用の受給資格を全国で統一するとともに、障害者本人、その家族及びその介護者に対して、社会参加などを目的にスポーツ・レクリエーションを実施する場合には、当該参加費や交通費等の経費が保険で賄われ、障害者のスポーツへの参加促進に寄与している。

カ 小括

上記諸外国の法制における具体的アプローチは様々であるが、概ね、オリンピック・パラリンピックの開催を契機として障害者スポーツに関する本格的な環境整備が進められていることが窺える。また、教育機関やリハビリテーションを通じて障害者のスポーツへの参加の機会が図られている場合が多く、保険や補償制度を通じた費用面のバックアップも重要な要素である。

障害者スポーツは、パラリンピックに象徴するような競技性・興行性を有する一方、障害者の健康増進、レクリエーションという側面も有している。東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障害者スポーツに対する、競技力向上の側面にとどまらない、より充実した環境整備が進むことが期待される。

5 「クラシフィケーション」(障害者スポーツにおけるクラス分け)

(1) クラス分けとは

パラリンピック等の競技性を持った大会では障害の程度が成績に影響しないように、障害の種類や程度ごとに選手をクラスに分ける「クラス分け」(クラシフィケーション)が実施されている。

クラス分けを認定する人を「クラシファイア」といい、競技団体による養成講習会を受講してクラシファイアとして認定される。通常2人または3人1組でクラス分けパネルとし、医学的クラス分け委員（医師、理学療法士等）と技術的クラス分け委員（スポーツ科学者、元コーチ、元競技者等）により構成される。パラリンピックでは、IPCが定める「国際クラス分け基準」に準じてクラス分け規則が定められている。

(2) クラシフィケーションの歴史

1948年の第1回国際ストーク・マンデビル大会から障害の原因となった疾患名を基準にした「医学的クラス分け」が取り入れられ、1992年のバルセロナパラリンピック大会から選手の残存している身体機能を基準にした「機能的クラス分け」が取り入れられた。2007年にはIPCクラス分け規定及び国際基準が発表され、今日のスポーツ特性に基づくクラス分けシステムとして発展している。2015年12月に新しい国際クラス分け規定と5つの国際基準がIPC総会で採用され、2018年1月から施行されている。

(3) クラシフィケーションの実施手続き

クラシフィケーションは、国際競技会の競技期間前から競技中までに渡り実施される。まず、パラリンピック出場資格がある種類の障害

があることを証明するために、医療診断情報を提示することが要求される場合がある。特定の障害に該当すると判断されれば、本格的にクラシフィケーションの手続きが実施されることになり、①身体機能評価②技術評価③競技観察の3段階に分かれる。

まず、①身体機能評価においては、競技者の機能障害の種類に応じて各種検査測定が実施される。競技者の既往歴やスポーツ歴、競技様式、使用する補装具やストラップ等の問診が行われ、次にその機能障害の種類に応じた検査測定を実施する。身体機能評価の次は、②技術評価として、実際の試合と同じように競技者が競技を行い、その動きと、身体機能評価の内容が合致しているかを確かめる。これら評価を経て、適切なクラスを割り当てる。クラスの割当を実施した後、実際の国際競技会の最初の出場種目において③競技観察が実施され、割り当てられたクラスと本番の大会でのパフォーマンスとで、大きな差がないか否かが観察される。競技観察の結果、再度クラシフィケーションをしなければならないと判定された場合は、レビューステイタスと判定された上で、その種目の記録は「(R)」という表示付きで記録されることになる。

クラシフィケーションにおいては、意図的にクラスを偽って重い障害のあるクラスで出場するという不正が行われるのではないかという問題がある。競技者が、自身の能力や、障害の程度、性質を意図的に誤って伝えた場合には①意図的な不実表示が行われた全ての競技の失格と、②12ヶ月以上48ヶ月以下の特定の期間のクラシフィケーションの評価や競技会への参加の停止の2つの罰則が設けられており、①と②のいずれか一方か、または両方が課され、意図的な不実表示を複数回行えば、永久に参加の停止の罰則が課されることになる。

(4) 不服申立手続

クラシフィケーションに対する不服申立ては、クラス分けの結果に対する不服申立てである「Protest」と、クラシフィケーション手続きに対する不服申立てである「Appeal」の2つ

がある。いずれの手続きも競技者自身には不服申立権限はなく、Protestは国内競技団体、各国パラリンピック委員会及び国際スポーツ連盟に申立権限があり、Appealは国内競技団体及び各国パラリンピック委員会に申立権限がある。これら不服申立ては、所属競技者のクラスが誤っているという主張のみならず、他国の競技者のクラスが誤っているという主張をすることもできる。

(5) 具体例

ア 障害の有無・程度の偽装の事例

シドニーパラリンピックの男子バスケットボール（知的障害クラス）で金メダルを獲得したスペインのチーム健常者が含まれていることが発覚し、メダルが剥奪された。また、同大会陸上競技において金メダルを獲得した選手が優勝の瞬間にガッツポーズをしたところ、当該選手のクラスの残存機能ではガッツポーズができないはずであったため、メダルが剥奪された。

イ クラス分けの変動の事例

新しい国際クラス分け基準が2015年12月に採用され、2018年1月から施行されることにより、従前のクラスが変更になるなどの影響がある。ロンドンパラリンピックの50メートルバタフライ（運動機能障害）で銀メダルを取得した日本人競技者が、障害の程度が一つ軽いクラスに変更となり、障害の程度が軽い背競技者と競わなければならなくなった事例がある。逆に、100メートル自由形（運動機能障害）で5大会連続のパラリンピック出場を狙う日本人競技者は、一つ重い障害のクラスに変更となり、2019年世界選手権で銀メダルを取得した。

ウ 障害の程度の変動に関する事例

パラリンピックの馬術競技において、最も障害の軽いクラスの選手が、障害の程度の変動により認定から外れ、パラリンピックへの参加資格を失った事例がある。

エ その他事例

報道等もされた前記著名事例以外にも、本シンポジウムにあたり、各競技団体にヒアリングしたところ、医学的資料を追加提出した結果、

従前のクラスよりも重いクラスに変更になった事例、競技観察の結果軽いクラスへの変更を促したが、再度のクラス分けを拒否したため競技を辞めることになった事例、国内でクラス分けを獲得できなかった競技者が、国際クラス分けにおいてクラスを獲得できた事例、競技内の基準の変更により再度のクラス分けの必要が生じてしまった事例、などの報告を受けた。

6 代表選考

(1) 代表選考とは

「代表選考」とは、国または団体を代表する選手を選考することである。代表選考は、対象となる選手のみに関係する問題ではなく、その組織に属するものにとっても重要な関心事であり、代表選手を決める過程に不正が行われていれば、スポーツを見る・楽しむ動機が乏しくなり、ひいてはスポーツの価値を損なう結果となる。

スポーツに関する主要な紛争の一つが代表選考に関する紛争である。典型的には、選考する側であるスポーツ競技団体と、選考される側の選手との間の紛争である。

(2) 代表選考の仕組み

国際大会に出場する選手を選考することは、中央競技団体(National Federation, 以下「NF」という)の責務である。NFは、国内のスポーツを統括する団体であり、健常者スポーツの NF や、障害者スポーツの NF がある。NF をとりまとめる団体として統括団体があり、公益財団法人日本スポーツ協会 (JSP0), 公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC), 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 (JPSA) がある。

NF が代表選手を選考することは、法律上定められているものではない。国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に所属する国内オリンピック委員会 (NOC), 国内パラリンピック委員会 (NPC) が各国に1団体ずつ存在し、NOC, NPC は、オリンピック・パラリンピックに各国の代表選手を派遣する。NOC, NPC に加盟する各 NF は、オリンピック・パラリンピックに派遣する代表選手を選考する権限を与えられる。オリンピック・パラリンピック以外

の国際大会は、国際競技連盟 (International Federation, 以下「IF」という) が主催するもので、NF は IF にも加盟しているため、国際大会に選手を派遣する権限を与えられている。

(3) 代表選考において求められる公正さ

代表選考の側面においては公正・公平であることが強く重視される必要がある。代表選考を行う NF は、各競技において、当該競技において唯一の国内競技団体として JOC や IF に加盟する団体であり、代表選考のみならず、大会ルール決定や会員の除名、選手等への懲戒等を行う権限を有しているなど、極めて強大な権限を有している。スポーツの公的性やそれを担う NF の公益性を鑑みると、NF は行政主体に類似した公益主体であり、そのことからも代表選考の公正さ、公平さが重視される。

2019年6月に策定された「スポーツ団体ガバナンスコード」の原則3(3)においては「代表選考の公平かつ合理的な選考に関する規定その他選手の権利保護に関する規定を整備すること」と定められている。より具体的には、
・公平かつ合理的な選手選考をするため選手選考に関する規定（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施すること・選考基準はできる限り、明確かつ具体的にすること・選考過程についてもできる限り明確かつ具体的にすること・選考から漏れた選手や指導者からの要望等に応じて、事後に選考理由を開示すること、等が求められている。

代表選考決定に対する不服申立ての手段としては、スポーツ仲裁を用いることが考えられる。後述する通り、日本におけるスポーツ仲裁の扱い手は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構であり、代表選考に関する紛争、懲戒処分に関する紛争において事例が蓄積されている。

一概にはいえないが、代表選考の公正さといつても、個人競技か、団体競技かによって自ずと違いはあり、当該種目によても選考基準の内容は様々である。また、IF や IOC が定めたフォーマットの範囲内で国内の選考基準の策定をする必要があるという一定の成約も存在する。

代表選考決定の公正さ、ひいては有効性を考

えていく上では、上記要素以外に、NFに一定の裁量が認められることも前提にする必要がある。NFの決定が、仲裁パネルにおいて争われる場合には、一般的に次の4要件のいずれかに該当するかどうかが判断される。

①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合

②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合

③決定に至る手続きに瑕疵がある場合

④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合

これは、NFの運営について一定の自律性が認められることから導かれる要件であり、仲裁判断において一般的に用いられているものである。代表選考においては、NFの専門性から選考側に一定の裁量が認められるという面もある。過去の仲裁事案においては、代表選考決定が取り消された事案は25件中5件にとどまっている。

(4) 不服申立手続

紛争の解決は、司法機関である裁判所に委ねるのが一般的であるが、代表選考の有効性について、裁判所を用いることはできないと考えられている。NFによる代表選考決定は、理事会(任意団体ではそれに相当する機関)によって決議されるもので、私法人の意思決定にすぎない。代表選考決定という団体内部の事項に関する決定は、裁判所法3条に定める法律上の争訟に該当しない、または部分社会の法理によって裁判所の司法審査が及ばないと解されている。ただし、選手の選考が平等取扱条項の趣旨に反し、裁量権の範囲を逸脱したものとして違法性を認定した裁判例はあるが、これは慰謝料請求を認容する理由として判断されたものであり、代表選考決定を取り消すかどうかについて争われたものではない。なお、司法審査の範囲の問題以外にも、スポーツの紛争には裁判の場はなじまないという実情もある。スポーツに関する紛争に関しては極めて短期間での解決が求められる場面が多く、代表選考に関する紛争においては、大会への出場登録の期限が1ヶ月後、1週間後、場合によっては数日後と間近に迫る中で紛争を

解決する必要が生じる場面も少なくない。それにも関わらず、紛争解決にあたって半年、1年という期間を要するのであれば、解決は見込めないだろう。

スポーツ仲裁は裁判外紛争解決手続(ADR)の一つであり、スポーツに精通した専門家が仲裁人となり紛争を迅速に解決する。仲裁であるから、紛争の当事者がその紛争の解決をスポーツ仲裁に委ねるとの合意が必要である。

日本においては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(The Japan Sports Arbitration Agency, 以下「JSAA」という)がスポーツ仲裁手続きを担っている。JSAAは2003年4月7日に設立され、それまでは日本においてスポーツの紛争に特化した機関ではなく、スポーツ仲裁裁判所(CAS)(後述)を利用するほかなかった。CASにおいては言語が英語ないしフランス語であり、仲裁地が原則としてスイスになるため、資料の翻訳費用や渡航費用等多額の費用を要する結果となつたため、国内でスポーツ仲裁を行うことができる機関としてJSAAが設立された。

国外においてスポーツ仲裁の担い手となっているのが、スポーツ仲裁裁判所(Court of Arbitration for Sport, 以下「CAS」という)である。CASは、1984年6月30日にIOCによって設立されたスポーツ仲裁機関であり、本部はスイスのローザンヌにある。

(5) 事例

JSAAでは、解決した事例を原則として公開することとしており、事例が蓄積している。代表選考に関する仲裁事例25件のうち、障害者スポーツに関する事例は5件ある。このうち、身体障害者水泳と、ボッチャの事例を紹介する。

ア 身体障害者水泳の事例

申立人は、ネフローゼ症候群を発症し、胸から下の自由を失うという障害を持つ者である。平成12年のシドニーパラリンピックで女子200m自由形リレーで金メダルを獲得したが、その翌日に外出した際に体調不良となり、意識消失状態になり治療を受けた。その後平成13年の強化指定選手に選考されず、14年開催の世界選手権大会の代表選手にも選考されなかっ

た。平成15年度強化指定選手の選考において、必要書類の送付がされず、申立人が問い合わせたところ、シドニーパラリンピックでの体調不良を指摘され、医師から競技を制約されている選手には文書を送付できないと回答され、平成15年度強化指定選手に選考されなかつた。そこで申立人がスポーツ仲裁を申し立てた。

本事例において、仲裁パネルは、障害者スポーツのトップ選手は、競技スポーツを生きがいとし、優秀な競技成績を残すためには、自らの障害を増幅させるリスクも厭わない傾向があることから、通常の競技水泳を自己責任のもとに継続する場合の医学的判断においては、競技者自身の自己決定権が優先されるが、パラリンピック大会という長期にわたる大会に日本を代表する選手として強化する対象となる強化指定選手への選出についての医学的判断においては、競技者の障害の増幅等の健康状態の悪化がないことを考慮することは合理的であるとした。

イ ボッチャの事例

被申立人である日本ボッチャ協会は、その会報に、第14回日本ボッチャ選手権大会に関する記載に続けて「日本選手権上位成績者を、平成25年度強化指定選手(国際大会派遣対象者)とします」と記載していた。申立人は、第14回日本ボッチャ選手権大会BCクラスで優勝し、平成25年度強化指定選手に決定された。

平成25年5月、被申立人である日本ボッチャ協会は、強化指定選手を対象に、アジア・オセアニア地区ボッチャ選手権大会等に出場する選手の選考のため、合宿を実施し、同合宿において被申立人は、評価・選考基準として技術・知識・体力・コミュニケーションの4項目をそれぞれA, B, Cの3段階で評価する旨を決めたが、申立人ら選手にはあらかじめ開示しなかつた。結局、申立人は代表に選出されず、ベスト16にとどまったA選手らが代表に選考された。そこで申立人がスポーツ仲裁を申し立てた。

本事例において、仲裁パネルは、成績上位者から国際大会派遣選手が選出されるとの意味に理解するのが自然であり、成績上位者基準が適用されない例外的な場合があることも否定はで

きないとしつつ、それには合理的な理由が明らかでなければならないとした。その結果、申立人を代表として選考しないとする決定を取り消すとともに、申立人を同大会の代表選手に選考することも命じた。

7 スポーツ仲裁

(1) スポーツ仲裁の意義

スポーツ仲裁は、スポーツに関する争いを解決する裁判外紛争解決手続の一種である。JSAAにおけるスポーツ仲裁は、「スポーツ仲裁規則」の定めにより、「競技者等」を申立人とし、「競技団体」を被申立人として行われる。公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、各都道府県体育協会及びその加盟もしくは準加盟又は傘下の団体を対象とした制度となっており、ほぼ全てのスポーツ団体をカバーしている。

(2) スポーツ仲裁の手続き

スポーツ仲裁も一般的な仲裁手続きと同様、当事者の合意(仲裁合意)に基づいて行われる。仲裁判断は、審理が終わった日から原則として3週間以内に下される(緊急仲裁手続の場合には、当日に判断が下されることもある)。仲裁判断は最終的なものであり、当事者を拘束する。さらに不服を申し立てることはできない。

(3) 仲裁自動応諾条項

前述のとおり、スポーツ仲裁を行うためには仲裁合意が必要であるが、個々の紛争ごとに個別の仲裁合意を必要とするのでは、競技者にとって、競技団体の決定に不服がある場合に仲裁申立てを受けてもらえることが保証されず、競技団体が紛争ごとに仲裁に応じるか恣意的に判断する可能性があり、迅速な紛争解決が困難な可能性がある。

そこで、多くの競技団体において、JSAAでのスポーツ仲裁に関する「自動応諾条項」が活用されている。これは、各競技団体内部の規則等による、個別の仲裁合意が無くても自動的にスポーツ仲裁に応じる旨の定めのことである。あらかじめ仲裁自動応諾条項が定められていれば、仲裁合意の有無を問題とせずに仲裁の申立

てができるため、迅速な紛争解決に資する。

(4) 障害者スポーツ団体と仲裁自動応諾の現状

ア 障害者スポーツ団体における仲裁自動応諾条項の採択状況

障がい者スポーツ競技団体協議会登録の競技団体合計79団体について、令和2年3月15日時点における仲裁自動応諾条項の規程の有無についてホームページ等を参照して調査した。

本調査の結果、仲裁自動応諾条項を採択している団体は28団体であり、調査対象の約35パーセントが採択していることが分かった。そして、仲裁自動応諾条項を採択している団体のうち、懲戒処分及び選手選考の両方について仲裁自動応諾条項を採択している団体は、18団体であり、採択している団体の約65パーセントであった。「スポーツ団体ガバナンスコード」の原則11「選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。」においては、「(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること」と定められていることからすると、より多くの団体で仲裁自動応諾条項を規定することが望まれる。

懲戒処分又は選手選考の一方のみを対象とする仲裁自動応諾条項を採択している団体は10団体で、その内訳は、懲戒処分についてのみ仲裁自動応諾条項を設けている団体は7団体、選手選考についてのみ仲裁自動応諾条項を設けている団体は3団体であった。

JSAAの仲裁判断集によれば、仲裁自動応諾条項が定められている障がい者競技団体のうち、実際に仲裁が行われたのは、いずれも代表選考に関する処分（強化指定選手に関する処分を含む。）の仲裁である。他方、障がい者競技団体における懲戒処分に関する仲裁事例は確認できなかった。このような仲裁事例の傾向からすれば、今後も選手選考に関する仲裁を利用する必要性があるといえ、迅速な紛争解決や過去の仲裁事例からすれば、懲戒処分及び代表選考の双方を対象とする仲裁自動応諾条項を設けることが望

ましい。

第3 スポーツ団体における不祥事対応 ～処分手続の現状と課題～

1 はじめに

当部会では、「スポーツ団体における不祥事対応～処分手続の現状と課題～」をテーマとし、まず、スポーツ団体における不祥事調査・処分手続について(Q&A方式)、合田雄治郎会員(第一東京)、畠中淳子会員(第一東京)、堀口雅則会員(第二東京)から、次に、スポーツ団体が科した処分(決定)に対する仲裁判断の調査・分析について、飯田研吾会員(第二東京)から、最後に、アンケートに基づくスポーツ団体における不祥事対応の現状について、岩橋一登会員(千葉)、澤井真洋会員(千葉)から、概要以下のとおり報告があった。

2 スポーツ団体における不祥事調査・処分手続

(1) 平時の準備：規程の整備・確認

ア 規程の作成

Q1 スポーツ団体に処分規程がありませんが、処分してもよいですか？

A1 X

【解説1】

規程なしに登録者等を処分することは、後に(公財)日本スポーツ仲裁機構(J S A A)等において取り消される可能性がある。

なお、規程がないところにトラブルが生じた場合には、当事者の納得の得られるところまで話し合いの上、解決してもらうほかない。規程がない場合、早急に規程を作成する必要がある。

また、予測可能性の担保の観点から、実体規程の遡及適用は禁止されるべきであり、事案が生じた後に規程を作って処分することはできない。

【解説2】

団体は、以下①乃至④が含まれている規程を作成する必要がある。これらの規程は、予測可能性の担保のため、公表すべきである。

① 実体規程：処分対象者(誰が)、禁止行為

(何をしてはならないか)

② 及び処分内容(どういう処分ができるか)等を定めた規程

③ 手続規程:処分を実施するために必要な、相談窓口・調査・処分決定・不服申立てまでの一連の流れを定めた規程

④ 処分基準:何をやれば、どの程度の処分を行うかの基準

(2) 調査の端緒(通報・報道・発見)

調査の端緒として、通報相談窓口、内部監査、自己申告・噂話等、報道、その他SNS等が挙げられる。調査の端緒において最も重要な役割を担うのが通報相談窓口である。

Q2 スポーツ団体に相談窓口を必ず設置しなければなりませんか?

A2 中央競技団体→○ N F以外→△

【解説1】

中央競技団体については、中央競技団体向けガバナンスコードにより相談窓口の設置が求められている。

他方、中央競技団体以外については、一般団体向けガバナンスコードでは要求されていないが、設置することが望ましい。

なお、窓口の担当者は、団体から独立性のある人に依頼すべきである。

【解説2】

窓口では、①誰が、いつ、どこで、誰に対して、どのような行為をしたか、②どのような証拠があるか、③通報者の希望・要望(審査対象者の処分を含む。)をヒアリングすべきである。

①については、5W1Hが原則であるが、どこまで聞き取れるかはケースバイケースである。

「なぜ(動機)」は必須ではない。

また、ヒアリングシートの作成が有効であるが、相談者に安心して相談してもらうために、守秘義務の遵守を徹底し、信頼される窓口作りをすることが必要である。

【解説3】

匿名の場合には、その後の連絡先が分からず、手続きを進めることができないため、通常、対応すべきではない。ただし、事案が重大な場合には、対応すべきケースもある。

また、相談者に対してどの程度の情報を開示(進捗状況、処分結果等)すべきかについては、相談者=被害者のケースと相談者=第三者のケースと区別して対応する必要がある。

なお、処分結果の公表については、透明性の確保とプライバシーの保護との調整を考慮した対応が求められる。

(3) 調査開始の判断

スポーツ団体が不祥事の端緒を把握した場合、まずは相談などによって得た情報を吟味して、今後の対応を速やかに決定する必要がある。初動対応の具体的な内容としては、①相談者から事実関係を正確に聞き取ること、②調査チームを立ち上げること、③情報管理を徹底すること、④証拠を保全すること、⑤今後の調査方針を決定することなどが挙げられる。

Q3 窓口・報道・発見などにより把握した案件は全て調査しなければなりませんか?

A3 ×

【解説】

すべての通報に調査しなければならないわけではない。通報された事実が、「規程上処分の対象となる者」に関する、「規程上禁止されている行為」であるか、確認する必要がある。

なお、対象外であった場合、他の相談してもらえそうな窓口の紹介((一社)日本スポーツ法支援・研究センター・スポーツ相談室等)するなどの対応をすることが望ましい。

(4) 調査担当者の選定

不祥事への調査を開始するとの判断がなされた場合、次に誰がその調査をするのかということが問題となる。競技団体によっては、常設の調査委員会(コンプライアンス委員会等)が調査を担当する場合もあれば、新たに競技団体内に調査委員会を立ち上げる場合や、完全に外部の者から構成される第三者委員会を設置する場合もある。

Q4 外部の人間に必ず調査をお願いしなければなりませんか?

A4 ×

【解説】

外部の人とは、スポーツ団体や審査対象者と

利害関係のない人をいう。行為者の態度（事実関係を認めているかどうか）、事案の軽重、行為者の地位、社会的な影響などを総合的に考慮して、どのような人が調査をするのが適切か判断することになる。

どのような事案であれ、「手心を加えている」との印象を持たれやすい人（親類縁者や、同じ学校の先輩後輩など）は避けるのが原則である。

スポーツ団体の役員などが審査対象者である場合には、上部団体や外部に調査を依頼することが望ましい。

（5）調査の実施

ア 規程の確認

対象者への調査を実施するにあたっては、第1項で述べたとおり、処分規程の有無（実体規程、処分基準、手続規程）を確認し、対象者がいかなる処分に該当し得るか検討する必要がある。

通常、対象者には、不祥事調査への協力義務が課されている場合が多いが、かかる規程の有無を検討する必要がある。スポーツ団体内に不祥事調査への協力義務に関する規程がない場合、当該スポーツ団体は、対象者に対し、不祥事調査への協力を要請し、その承諾の範囲内で調査を行うことになる。

もっとも、対象者が合理的な理由なく不祥事調査に協力を行わなかった場合、このような事情が不祥事調査の対象行為の存在を推認させる一事情となる。

イ 捜査機関による捜査と調査の関係

Q 5 相談者から、警察が捜査を始めたと聞きました。調査を止めないといけませんか。

A 5 ×

【解説1】

警察が捜査を始めたということは、スポーツ団体として調査をしてはならない理由にも、調査をしなくていい理由にもならない。学校や会社などが調査をしている場合も同様である。

警察等の方が、スポーツ団体よりも調査をする能力があるので、彼らが実際に処分をしたとなれば、当該情報に基づいて調査を進めてもよい。

【解説2】

調査をするかどうかとは別の問題として、他の団体が処分をしたときに、自らの団体として処分をするかどうか、また、処分をする場合には他の団体が処分をしたことどう評価するかについても、よく考える必要がある。

他の団体が処分をしたとしても、スポーツ団体は、その独自の判断で処分をすることが可能であり、独自の処分をすべき場合も多い。その場合、他団体の処分があったこと（なかったこと）を、処分の内容にどう反映させるかは、議論の余地があり、二重処罰の禁止の観点からも慎重に検討される必要がある。

ウ 証拠の収集

（ア）スポーツ団体における不祥事調査に関しては、物的証拠が少ないとことなどから、直接証拠の収集のため、被害者等に録音や録画を依頼することも多い。

Q 6 被害者は、審査対象者に秘密で、暴力の現場を録画したと言っています。このデータを証拠としてよいですか。

A 6 ○

【解説】

録画や録音のデータは、証拠としての信用性は高いですし、当事者が録音や録画をすることは、法律上禁止されてはいない。

証拠が乏しく今でも暴力や暴言を受けている場合には、録音や録画を勧めるのもよい。ただし、被害者への配慮は必要である。

（イ）証拠が収集された後、関係者のヒアリングを行うこととなる。

Q 7 調査に当たり、被害者や目撃者よりも先に、審査対象者に話を聞きに行ってよいですか。

A 7 原則は×

【解説1】

二次被害・証拠隠滅の防止等の観点から、原則として、①相談者・被害者からの聴取、②対象者以外の関係者からの聴取、③対象者からの聴取の順番で行うことが望ましい。

ただし、客観的な証拠から認定できる事案や、調査前の事情から審査対象者が事実であると認めている事案であれば、順序にこだわらないこ

ともりえる。

【解説 2】

聞き取りの際は、年齢、表現能力などにも十分配慮し、誘導ができるだけ避けて本人から自由に語らせる雰囲気づくりと問い合わせをするように注意する。

何を聞くかは、最終的にどのような事実を認定しなければならないか（後述）、から逆算することになる。

調査時のヒアリングについては、録音をしておくことで、発言の内容の正確性を保つことができるため、録音は積極的に活用すべきであるといえるが、承諾を得て録音することが望ましい。

【解説 3】

未成年者からの聴取においては、親権者の同意が必要である。未成年者の場合、合理的な配慮が求められる。

また、原則として、代理人弁護士の同席は認めるべきである。

さらに、当事者以外の関係者からの聴取の際には、被害者の二次被害防止や、証言者の保護などに注意すべきである。

（6）事実の認定・証拠の評価

ア 事実の認定について

調査担当者による不祥事調査の結果をふまえ、当該スポーツ団体の定める規程（倫理規程等）に反する具体的な事実の存在が認められる場合には、処分対象事実として認定することになる。

Q 8 あるスポーツ団体の倫理規程では、選手への暴行行為は倫理規程に反する行為であると定められています。審査対象者に聞き取りをしたところ、具体的な態様（いつ、どこで、どのように）は覚えていないが、被害者に暴行したことは認めました。審査対象者が認めているので、処分をすることはできますか。

A 8 ×

【解説 1】

事実認定にあたっては、いわゆる 5 W 1 H（誰が（Who）、いつ（When）、どこで（Where）、何を（What）、なぜ（Why）、どのようにしたか（How））をできる限り明確に

する必要がある。

特に暴行行為の事実を認定するに当たっては、いつ（日時）、どこで（場所）、誰が（行為者）、誰に対して（相手方）、どうやって（行為態様）、どうなったか（結果）という点をできる限り明確にすることが必要である。

例えば、選手に対する暴行事案において、対象者をヒアリングした際に、具体的な態様は覚えていないものの、選手を暴行した事実自体は認めることがあり得る。このような場合において、スポーツ団体が具体的な事実を特定しないまま、対象者を処分するケースが散見される。しかし、上記のとおり、処分内容の妥当性を判断するにあたっては、具体的な事実を認定することが、対象者に対する処分との均衡の観点からも必要不可欠であり、対象者が事実を争わないことをもって、事実認定をおろそかにするべきではない。

【解説 2】

事実認定にあたっては、いわゆる 5 W 1 H を明確にする必要がある理由は、これらの要素が明確にされていないと、団体が下した処分内容が相当であるか否かを判断することができず、また、対象者による防衛（反論）の範囲を特定することもできなくなるからである。

また、処分の内容を決定するにあたっては、①違反行為に至る経緯、②他に加害者がいないか、③他に被害者がいないか、④違反行為の目的・動機、等といった事実を認定することが望ましい。

【解説 3】

調査対象者が過去に同様の違反行為に及んだことがあるか、については、考慮に入れる余地もあるが、取扱いに注意を要する。

イ 証拠の評価

Q 9 審査対象者に聞き取りをしたところ、被害者が主張する暴行の事実を否定しました。しかし、審査対象者が被害者に暴行した現場を見たという目撃者の話を聞くことができました。目撃者の供述を証拠として、暴行の事実を認定することができますか。

A 9 △

【解説 1】

証拠には、客観的な証拠（書類、録音音声、ビデオ映像等、動かすことのできない客観的な形で残っている証拠）と、主観的な証拠（被害者や目撃者の証言や供述書など）がある。

【解説 2】

事実認定においては、客観的な証拠が重要ですが、客観的な証拠がない場合には、目撃者の供述がどの程度信用できるか、総合的に判断しなければならない。なぜならば、第三者である目撃者の証言も、事実認定にあたって重要な証拠となり得るが、人の記憶には誤りが入りやすいからである。

そして、目撃者の供述の信用性を評価するにあたっては、目撃者と当事者との関係（例えば、目撃者と対象者・被害者との間に利害関係がないか）等を慎重に考慮する必要があり、その判断は極めて難しい。

（7）処分内容の決定・通知・公表

ア 処分内容の決定

調査の結果、処分対象事実が認定できる場合には、スポーツ団体として、不祥事を起こした本人である対象者に対する処分内容を決定することになる。

処分を決定する際に重要なことは、処分基準がある場合には処分基準に則り処分を決定すること、及び認定された処分対象事実と処分との均衡を図ることである。

Q 1 0 過去の処分事例を調べたところ、同種事案で資格停止 3 ヶ月としているケースが複数見つかりました。しかし、半年前に当協会は暴力追放宣言を出したばかりです。また一部報道を受け、本件については厳罰に処すべきとのご意見も多数寄せられています。本件で永久追放処分にしてもよいでしょうか。

A 1 0 ×

【解説 1】

認定された処分対象事実と処分との均衡を検討する際に考慮されるべき原則である、比例原則・平等原則の観点から、適切ではない。

比例原則とは、違反行為の内容・結果に照らし、処分の重さが相当であることであり、平等

原則とは、スポーツ団体内において発生した同種の違反行為に対して課す処分は、同一種類・同一内容であるべきことである。

【解説 2】

過去に同種事例があれば、比例原則・平等原則の関係から、過去の処分内容との均衡は重視せざるを得ない。また、処分基準がある場合に、それに反した取扱いをすると、比例原則・平等原則に反している可能性が高い。なお、同種事例や処分基準が無い場合は、他団体の事例や、公表されているガイドライン等を参照することが考えられる。

また、過去に処分を受けたことを考慮して処分を重くすることは原則できない。ただし、累犯に関する定めがあれば可能である。

調査対象者が過去に同様の違反行為に及んだことがあるか、については、常習性という観点から考慮に入れる余地もあるが、取扱いに注意を要する。

イ 処分内容の通知

決定された処分内容を、処分対象者へ通知する際には、処分対象者自身が、どのような事実によって処分がなされたのかについて把握できるように（特定性の確保）、処分対象事実を、具体的に明記することが必要である。

ウ 処分内容の公表

決定された処分内容は、処分対象者に対して通知をするだけではなく、可能な範囲で公表することが望まれる。

他方で、未成年者の事案で公表が適切でないと考えられるケースや、公表によって対象者が特定されれば対象者が過度の社会的制裁を受けるケース、また被害者のプライバシーにも配慮すべきケースなどがあり、処分内容を公表すべきか否か、公表するとしてどのように公表するかの判断は困難なことが多い。そのため、スポーツ団体は、あらかじめ公表基準を定めておくべきである。

（8）弁明の機会付与

Q 1 1 事実調査・処分審査を概ね終え、処分の方向性も見えてきました。ビデオ等の客観的証拠もあり、目撃者もいるため、事実関係は明

らかなので、本人から話を聞いていません。このまま処分をしてもよいですか。

A 1 1 ×

【解説 1】

スポーツ団体内部における処分手続において、対象者に対して弁明の機会を付与することは非常に重要である。

弁明の機会は、対象者自身が具体的な処分対象事実について十分な認否を行い、事実に関する意見陳述及び事実に関する評価につき、防御権を保障しうる内容のものでなければならない。

したがって、弁明の機会付与の方法としては、①事前に問題となる処分対象事実及び処分の可能性を対象者に教示すること、②提出期限を定め弁明書・陳述書・証拠等の提出を可能にすること、③対象者と調査担当者等とが面会して見解を述べる等の機会を与えること、という三段階で行うことが望ましい。

【解説 2】

弁明の機会を与えたにもかかわらず具体的な言い分がない場合に処分をすることは可能であり、具体的な言い分がある場合であっても、その言い分を常に正しいと認める必要はない。

弁明の機会の付与をしたことを明確にするため、書面で連絡するようにすべきである。

(9) 不服申立て

Q 1 2 無事に処分を終えましたが、対象者から処分を争われることはありますか。

A 1 2 ○

【解説】

団体内部で不服申立てに関する制度があれば争われる可能性がある。

また、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（J S A A）に申し立てられる可能性もある。ただし、仲裁合意又は団体の規程に自動応諾条項がないと仲裁は行われない。

仲裁に合意しなかった場合、仲裁を行うことはできないが、合意しなかった団体は、J S A AのHPで団体名が公表される。

なお、被害者側から処分が軽いなどと争われることは原則としてない。

(10) 弁護士の関与

Q 1 3 法律の専門家である弁護士の手続きへの関与が望ましいとされていますが、すべての段階で関与してもらうべきでしょうか。

A 1 3 △

【解説①】

すべての段階で弁護士が関与することが望ましいと言えるが、コストの関係からも、窓口＜調査＜裁定の順で関与を検討するのがよい（裁定は最終的に処分を決定するため、調査や窓口よりも中立性・独立性が求められるため）。

【解説②】

理想的には、段階ごとに異なる弁護士に依頼するのが望ましいが、困難な場合には、優先順位をつけて依頼を検討すべきである。

不服申立ての場面では、申立人の代理人、被申立人（スポーツ団体）の代理人としての弁護士の関与が考えられる。また、規程の整備などにおいても、弁護士が関与しており、いずれの分野においても、スポーツ法に精通した弁護士の関与が望ましい。

3 スポーツ団体が科した処分（決定）に対する仲裁判断の調査・分析結果

(1) 不祥事処分に関する紛争解決

不祥事処分に関する紛争の解決手段としては、①訴訟等の裁判手続、②団体内の紛争解決手続、③スポーツ仲裁手続、という大きく3つが存在する。スポーツ団体による不祥事処分に関する紛争解決として、①及び②は十分とはいはず、これらに代替する紛争解決手段として、③スポーツ仲裁手続が存在する。

(2) スポーツ仲裁パネルの判断基準

スポーツ団体の決定（処分）が取り消されるか否かは次の4つの基準で判断されている。

かかる判断基準が、不祥事処分に関する紛争において、現在のところほぼ唯一の判断基準として確立し、機能しているといえる。

- ①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合
- ②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合
- ③決定に至る手続に瑕疵がある場合
- ④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合

理性を欠く場合

(3) 調査・分析の概要

2020年6月30日現在、JSAAのホームページで公開されている仲裁判断57件（併合審理されている事案は纏めて1件とカウントし、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁である7件は除いている。）のうち、スポーツ団体における不祥事処分に関する紛争と考えられる事案24件（ただし一つの事案について複数の処分（決定）が審理されているケースもあり、調査・分析した処分（決定）の数としては28件である。）を抽出し、①不祥事の類型、事案の概要、対象となったスポーツ団体の処分（決定）内容、仲裁判断の結論、上記の4基準のうちどの基準が争点として判断されたか、争点に対する判断、参考になる判示や視点等の抽出し、②基準ごとに、どのようなケースでスポーツ団体による処分（決定）が取り消されたのかの傾向や判断のポイントについての分析を行った。

(4) 調査結果の概要

調査した28件のうち、基準1が争点として判断された事案が10件、そのうち、同基準をあてはめた結果、スポーツ団体が下した処分（決定）が取り消された事案が8件、基準2が争点として判断された事案が12件、そのうち、同基準をあてはめた結果、スポーツ団体が下した処分（決定）が取り消された事案が5件、基準3が争点として判断された事案が10件、そのうち、同基準をあてはめた結果、スポーツ団体が下した処分（決定）が取り消された事案が3件、基準4が争点として判断された事案が2件、そのうち、同基準をあてはめた結果、スポーツ団体が下した処分（決定）が取り消された事案は存在しなかった。

(5) 基準ごとの分析

ア 基準1－「国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合」

基準1類型において最も多いのは、国内スポーツ連盟自身が規則に定められた根拠規定についての解釈や事実のあてはめが争いとなるケースである。

規則（規定）の解釈の結果、処分（決定）を

下すための要件を欠いている場合には、当該処分（決定）は取り消されることになる。

その他特殊なものとして、処分（決定）を下すにあたっての明文の根拠規定がない場合において、処分が許されるのかという問題が指摘される。

なお、基準1については、他の基準に比べて取り消されたケースの割合が多かった。スポーツ団体においては、規則（規定）の要件該当性判断やあてはめにあたって、慎重な判断が求められているといえる。

イ 基準2－「規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」

基準2類型については、その多くは、処分は規則（根拠規定）の要件は満たしているが、処分の程度（重さ）が問題となった。

当該処分（決定）が重すぎるか否かの判断にあたっての考慮要素としては、過去の事案から次のような事情が挙げられる。

- ① 処分対象行為の態様
- ② 処分の内容（不利益の程度）
- ③ 対象者の地位や立場
- ④ 対象行為の動機・目的
- ⑤ 他の処分との均衡（平等原則）

ウ 基準3－「決定に至る手続に瑕疵がある場合」

基準3類型は、処分（決定）に至る手続きに瑕疵が認められる場合には取り消すことができる、というものである。

最も多い争点は、弁明・聴聞の機会を付与したといえるかである。

エ 基準4－「規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合」

調査の結果、基準4類型が問題となったケースはわずか2件であり、不祥事処分においては、規則自体（根拠規程）が法秩序に違反していたり、著しく合理性を欠くケースは考えがたい。

（5）まとめ

不祥事処分は、団体の秩序維持・適正なガバナンスの確保という点で必要である。

他方で、処分対象者にとって選手（コーチ・監督等）生命をも左右するものである。

J S A A の仲裁判断は、不祥事処分の一例であり事例判断に過ぎない。J S A A に持ち込まれることは“恥”ではない。J S A A で判断が覆されることがないようしっかりとした処分手続を適正に履践すべきである。

4 アンケートに基づくスポーツ団体における不祥事対応の現状

(1) アンケート結果の概要

ア 調査目的

スポーツにおける不祥事を防止するためには、やはり、スポーツ団体自らが率先して対策をすることが必要であり、社会的にも求められている。

スポーツ団体がるべき対策は多岐にわたるが、まずは、各スポーツ団体の現状を把握して、分析することで、各スポーツ団体で採るべき不祥事対応の内容や、現状の問題点に対する対策を明らかにしたいと考え、今回、国内の各スポーツ団体に対し、幅広く、アンケート調査を実施することにした。

イ 調査方法

今回、公益財団法人日本スポーツ協会の協力を頂き、広く各スポーツ団体に対して、インターネットを経由したアンケートをお願いした。その結果、各スポーツ団体から373件もの回答を頂くことができた。日本スポーツ協会をはじめ、ご協力いただいた各スポーツ団体の皆様には、あらためて感謝を申し上げたい。

アンケートの内容としては、大きく分けて4つの内容に関する質問をお願いした。

まず1つ目は、団体の種類等に関する質問である。各スポーツ団体における不祥事対応の実態を分析するにあたり、その前提として、各スポーツ団体の種別・大きさ・構成等を質問した。

次に2つ目の質問は、「不祥事対応の体制」として、現時点で、各スポーツ団体が不祥事に対応するため、どのような体制を整えているのかを調査した。

3つ目の質問は、「不祥事対応の現状」として、主に2019年の1年間で生じた不祥事について、発生件数、処分件数等を調査した。

最後に4つ目の質問では、「不祥事対応と弁護

士」として、各スポーツ団体における不祥事対応が求められる際のニーズや、弁護士とのアクセス状況などについて調査した。

(2) アンケート調査の結果

ア 質問①：団体の種類等

今回のアンケートでは、合計373もの団体にアンケートをご回答頂くことができた。改めてお礼申し上げる。

(ア) 団体の種類について

- | | |
|------------------|-------|
| ・中央競技団体 (NF) | 37団体 |
| ・都道府県スポーツ団体 | 220団体 |
| ・市町村スポーツ団体 | 15団体 |
| ・都道府県スポーツ協会 (体協) | 27団体 |
| ・市町村スポーツ協会 (体協) | 57団体 |
| ・その他 | 17団体 |

(イ) 各団体の法人化の割合について

- | | |
|------------------|-------|
| ・中央競技団体 (NF) | 97.3% |
| ・都道府県スポーツ団体 | 34.6% |
| ・市町村スポーツ団体 | 6.7% |
| ・都道府県スポーツ協会 (体協) | 88.9% |
| ・市町村スポーツ協会 (体協) | 15.8% |
| ・その他 | 76.5% |

中央競技団体においてはほとんどの団体が法人化されていたが、市町村規模のスポーツ団体や体協において、ほとんど法人化されていなかった。

(ウ) 各団体における外部有識者の有無について

まず、全体では、外部有識者不在との回答は51.2%と半数を超える結果となった。特に、市町村スポーツ団体では、役員に弁護士が入っている団体は0%，外部有識者不在の団体も80%という結果であった。

また、外部有識者の内、団体の役員に弁護士が入っている団体はわずか12.4%であった。他方で、中央競技団体では弁護士が役員に入っている団体は54.1%と半数を超えていた。このことから、中央競技団体以外では、弁護士はほとんど役員に入っていないことが分かった。

(エ) 各団体の役員における女性の割合について

全体では、役員に女性が入っていない団体は

わずか20.1%と多くの団体が役員に女性を選任していることが分かった。しかし、役員全體の人数に対する女性理事の割合は未だに少なく、中央競技団体向けガバナンスコードで求められる女性理事の目標割合40%とは乖離している結果であった。

イ 質問②：不祥事対応の体制

(ア) 暴力行為等根絶のための基本方針について

全体の回答として、基本方針を策定している団体は43.2%にとどまっており、およそ6割の団体は策定していなかった。

(イ) 各団体における不祥事対応の規程等の整備状況について

【中央競技団体（N F）の現状】

- ・同基本方針を策定している 80.6%
- ・処分の実体規程を設けている 88.9%
- ・処分基準を設けている 62.2%
- ・手続規程を設けている 70.3%

中央競技団体においては、規程の整備が進んでいることが分かった。

【中央競技団体（N F）以外の現状】

各規程の策定は概ね3割～4割程度であった。この結果から、規程の作成にあたっては、上部・下部団体との協議を行い必要な規程の整備及び共有の必要性が高いといえる。

(ウ) 不祥事が起きた際に実際に相談できる外部有識者の有無について

【相談できる外部有識者がいる】

- ・中央競技団体（N F） 91.7%
- ・都道府県スポーツ団体 31.4%
- ・市町村スポーツ団体 13.3%
- ・都道府県スポーツ協会（体協） 33.3%
- ・市町村スポーツ協会（体協） 21.1%
- ・その他 52.9%

中央競技団体ではかなり高い数字が出ていますが、その他の団体においては、いずれも2～3割程度と、ここでも上部団体と下部団体における違いが明らかとなった。不祥事対応の初動時期に適切な相談先がないことは、不祥事の早期発見を妨げ問題を悪化させる危険もあるため、今後の課題といえる。

ウ 質問③：不祥事対応の現状について

不祥事の相談内容としては、暴力暴言、パワーハラの相談が多いことが指摘できる。

【1年間における不祥事案件が0との回答】

- | | |
|-----------------|-------|
| ・全体 | 62.7% |
| ・中央競技団体（N F） | 35.1% |
| ・都道府県スポーツ団体 | 59.5% |
| ・市町村スポーツ団体 | 100% |
| ・都道府県スポーツ協会（体協） | 48.1% |
| ・市町村スポーツ協会（体協） | 94.7% |

このように直近1年における不祥事案件が0との回答割合は比較的高い数字を示しており、特に市町村スポーツ団体では、100%という結果であった。

しかし、この結果は不祥事事案の早期かつ的確な把握が十分になされていない可能性があり、上部団体において率先して不祥事案件の把握に努めることはもちろんであるが、市町村以下の各団体においても、通報相談窓口の整備と併せて、今後、不祥事の捕捉率が増加するよう努めることが重要である。

エ 不祥事対応と弁護士との関係

弁護士の協力に期待することがあると回答した団体は、全体として70%に及び、各団体において弁護士に対するニーズは高いことがわかった。

このように弁護士に対するニーズが高いにもかかわらず、実際には、弁護士へのアクセスがされていない理由として、費用面での心配や相談できる関係の弁護士がいないなどといった課題も浮き彫りとなった。

(3) スポーツ団体における不祥事対応の現状分析（まとめ）

ア 諸規定の作成、事前対策の整備

まず、最初に、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針、処分のための実体規程、手続規程、処分基準の作成などの諸規定については、現状整備が進んでいる最中であり、今後もこの流れを加速することが求められる。

実際の対策としても、特に、上部団体では研修会の開催、注意・指導文書の配布、相談・通報窓口の設置などが行われている。

ただし、現状、市町村レベルの団体でこれらの活動を行うのは困難のようであり、そこで、上部団体・加盟団体が積極的に市町村レベルの団体と連携して、規程の統一的な整備や具体的対策を行っていく必要がある。

イ 公表の重要性と課題

不祥事防止のための規程・基準の整備ができる団体であっても、その公表に至っていない団体、公表を予定していない団体も多く見受けられた。この点については、適正手続きの面や、被処分者の予見可能性を確保するためにも、より公表が進むことが望ましいといえる。

一方で、不祥事処分の公表は、難しい判断を迫られることも多いと考えられるが、現状では公表件数がかなり少ないと見えるため、公表の是非も含めて、今後の課題といえよう。

ウ 通報・相談窓口の拡充等

現時点で不祥事がないという理由で、何らの対策も講じていない団体も多数あった。そのような団体であっても、不祥事が発生した場合を想定しての事前の対応が求められている。

また、不祥事がないと回答している団体であっても、実際には、不祥事と評価できるような問題が、適切に把握できていない可能性もあるものと考えられる。

通報・相談窓口を設置している団体は40.9%にとどまっており、今後も、通報・相談窓口の拡充と、その利用促進、周知徹底は重要な課題である。

エ 初動対応の準備等

規程の策定など、事前の不祥事対策を行っている団体であっても、実際に不祥事が発生した場合の初動対応をどうするかについて、あらかじめ準備ができている団体は少なく、その際の相談先も十分確保できていなかった。

特に、地方競技団体では、相談先がないという回答が多く、このような点でも、スポーツ団体に弁護士関与のニーズがあるといえる。

オ 弁護士関連の課題とニーズについて

今回のアンケートにおいても、各スポーツ団体で弁護士関与について、具体的なニーズがあることが明らかになった。主なものは、不祥事対応の相談・助言、規程基準の策定に関与、不祥事の場合等における事実調査などについて、弁護士のニーズが高いと思われる。

一方で、懸念事項としては、費用面とアクセス面が指摘される。特に、地方の競技団体においては、費用面での問題が大きな支障になっていると思われる。

スポーツの健全な発展のためにも、今後、各スポーツ団体と弁護士との協働体制の充実が求められる。各単位会においても、スポーツ団体へのアクセスの向上と、費用面の問題の解消といった課題に取り組んでいく必要がある。

第4 おわりに

上記シンポジウムの結果を受け、午後の第67回関弁連定期大会では、スポーツにおける公正性・公平性の実現を目指す大会宣言が採択された。

その内容は、①スポーツ権の保障やスポーツにおける公正性・公平性の重要性の啓発、②スポーツロイヤーの養成と権利侵害に対する救済手続きの研修、③スポーツ団体、並びに、競技者への周知・広報、④障害者スポーツと差別・権利侵害事例の研究の4つの具体的な内容を含めたものである。

今後、当研究会は、当会から本シンポジウム委員会のメンバーとなった会員を中心として、関弁連内でのワーキングチームの発足も検討しながら、本シンポジウムのテーマであるスポーツにおける公正性・公平性の実現を目指して活動を継続する予定である。

以上

